

学校において特に予防すべき感染症の一覧（2012年3月改正）

学校において特に予防すべき感染症と出席停止期間について学校保健安全法が改正されました。（下表をご参照下さい。）
罹患した場合は主治医の指示と下表の「出席停止期間」を守って療養して下さい。

	病 名	出 席 停 止 期 間
第一種	エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱、急性肺灰白髄炎、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群（SARS）、鳥インフルエンザ（H5N1）	治癒するまで
第二種	インフルエンザ（鳥インフルエンザ〈H5N1〉を除く）	発症した後5日を経過（発症日は含まない）し、かつ、解熱後2日を経過するまで
	水痘（みずぼうそう）	すべての発疹がかさぶたになり乾燥するまで
	流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）	耳下腺、顎下腺または舌下腺の腫れが出た後5日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで
	麻疹（はしか）	解熱後3日を経過するまで
	風疹（3日はしか）	発疹が消失するまで
	百日咳	特有の咳が消失するまで、または5日間の抗菌剤による治療終了まで
	咽頭結膜熱（プール熱）	主要症状が消失した後、2日を経過するまで
第三種	結核、髄膜炎菌性髄膜炎	病状により医師によって感染のおそれがないと認められるまで
	コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス、流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎 ※その他の感染症 … 溶連菌感染症、ウイルス性肝炎、伝染性紅斑、手足口病、ヘルパンギーナ、マイコプラズマ感染症、流行性嘔吐下痢症 など	症状により、医師によって感染の恐れがないと認められるまで ※その他の感染症は、必要があれば学校医の意見を聞き、第三種の感染症として措置を取ることができる疾患です <u>なお本校では『感染性胃腸炎』もその他の感染症に含みます。</u>

【 保護者の皆様へお願い 】

体調不良にも関わらず受診せず、感染症であることを知らないまま登校してくる生徒がいます。そのためにクラス内や部活動内で感染を広げるケースが少なくありません。体調が悪い時は必ず受診し、学校感染症と診断された場合は速やかに担任へご連絡下さい。